

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事及び東京都水道局長

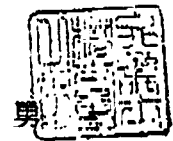
証拠説明書

平成17年6月3日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

中村次良



同

平野善



同

貫井彩



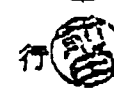
同

石澤泰



同

前田康行



同

吉野正



被告東京都知事指定代理人

森田雅



同












細谷昌



同

井上



同	後藤 謙	
同	熊本 敬	
同	佐藤 方美	
同	大和田 隆夫	
同	大坪 安	
同	井原 邦	
同	向山 公	
被告東京都水道局長指定代理人	黒沼 靖	
同	奈良岡 裕司	
同	藤代 将彦	
同	佐々木 宏	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
乙17	平成16年版 都政六法 (東京都公営 企業組織条例 部分抜粋)	写し	H16.12.25	学陽書房	東京都公営企業組織条例1条及び2条によれば、都が行う水道事業及び工業用水道事業を所管する局である水道局に置く管理者の職名は「水道局長」であること。
乙18	平成16年版 都政六法 (東京都会計 事務規則部分 抜粋)	写し	H16.12.25	学陽書房	東京都会計事務規則6条1項1号により、東京都知事の支出命令権限は、当該事務を担当する局の予算事務を主管する課長に委任されていること。
乙19	平成17年版 都政六法 (東京都組織 条例部分抜 粋)	写し	H16.12.20	学陽書房	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都組織条例2条により、都の組織である局の分掌事務が定められていること。 ② 東京都組織条例2条により、河川事業を都において所管する局は、建設局であること。 ③ 東京都組織条例2条により、平成16年度以後、水源地域対策事業を都において所管する局は、都市整備局であること。 ④ 東京都組織条例2条により、一般会計から特別会計への繰出しを都において所管する局は、財務局であること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
乙 2 0	平成17年版 都政六法 (東京都組織 規程部分抜 粋)	写し	H16.12.20	学陽書房	<p>① 東京都組織規程により、都の組織である局部課の分掌事務が定められていること。</p> <p>② 東京都組織規程28条河川部の部により、河川事業を都において所管する局は、建設局であること。</p> <p>③ 東京都組織規程24条都市づくり政策部の部広域調整課の項3号により、平成16年度以後、水源地域対策事業を都において所管する局は、都市整備局であること。</p> <p>④ 東京都組織規程21条により、一般会計から特別会計への繰出しを都において所管する局は、財務局であること。</p> <p>⑤ 東京都組織規程28条総務部の部計理課の項1号により、建設局の予算事務を主管する課長は同局総務部計理課長であること。</p> <p>⑥ 東京都組織規程24条総務部の部企画総務課の項1号により、平成16年度以後、都市整備局の予算事務を主管する課長は同局総務部企画総務課長であること。</p> <p>⑦ 東京都組織規程21条経理部の部総務課の項1号により、財務局の予算事務を主管する課長は同局経理部総務課長であること。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
乙21	平成16年版 都政六法 (東京都組織 条例部分抜 粋)	写し	H15.12.25	学陽書房	① 平成16年東京都条例第 3号による改正前の東京都 組織条例2条により、都の組 織である局の分掌事務が定 められていること。 ② 平成16年東京都条例第 3号による改正前の東京都 組織条例2条により、河川事 業を都において所管する局 は、建設局であること。 ③ 平成16年東京都条例第 3号による改正前の東京都 組織条例2条により、平成1 5年度、水源地域対策事業を 都において所管する局は、都 市計画局であること。 ④ 平成16年東京都条例第 3号による改正前の東京都 組織条例2条により、一般会 計から特別会計への繰出し を都において所管する局は、 財務局であること。
乙22	平成16年版 都政六法 (東京都組織 規程部分抜 粋)	写し	H15.12.25	学陽書房	① 平成16年度東京都規則 第120号による改正前の 東京都組織規程により、都の 組織である局部課の分掌事 務が定められていること。 ② 平成16年度東京都規則 第120号による改正前の 東京都組織規程29条河川 部の部により、河川事業を都 において所管する局は、建設 局であること。 ③ 東京都組織規程23条都

号 証	項 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
					<p>市づくり政策部の部広域調整課の項6号により、平成15年度、水源地域対策事業を都において所管する局は、都市計画局であること。</p> <p>④ 平成16年度東京都規則第120号による改正前の東京都組織規程20条により、一般会計から特別会計への繰出しを都において所管する局は、財務局であること。</p> <p>⑤ 平成16年度東京都規則第120号による改正前の東京都組織規程29条総務部の部計理課の項1号により、建設局の予算事務を主管する課長は同局総務部計理課長であること。</p> <p>⑥ 東京都組織規程23条総務部の部総務課の項1号、11条2項及び別表二都市計画局の部総務部の項により、平成15年度、都市計画局の予算事務を主管する課長は同局総務部企画計理担当課長であること。</p> <p>⑦ 平成16年度東京都規則第120号による改正前の東京都組織規程20条経理部の部総務課の項1号により、財務局の予算事務を主管する課長は同局経理部総務課長であること。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
乙 2 3 の 1	平成15年4月1 日付け国河治 第1号 平成15年度特 定多目的ダム 建設工事費負 担金の予定額 について(通 知)	写し	H15. 4. 1	国土交通大臣	① 平成15年4月1日付け 国河治第1号により国土交 通大臣から都に対し、特定多 目的ダム法7条1項に基づ く平成15年度負担金とし て28億9,743万2,0 00円の納付が命じられた こと。 ② 平成15年度負担金の内 訳
乙 2 3 の 2	平成16年2月3 日付け国河治 第189号 平成15年度特 定多目的ダム 建設工事費負 担金の予定額 について(通 知)	写し	H16. 2. 3	国土交通大臣	平成16年2月3日付け国河 治第189号により、特定多 目的ダム法7条1項に基づ く平成15年度負担金の額は3 0億3,007万9,000 円に変更されるとともに、増 額分1億3,284万7,0 00円の納付期限が3月下旬 とされたこと。
乙 2 4 の 1	平成16年4月1 日付け国河治 第9号 平成16年度特 定多目的ダム 建設工事費負 担金の予定額 について(通 知)	写し	H16. 4. 1	国土交通大臣	① 平成16年4月1日付け 国河治第9号により国土交 通大臣から都に対し、特定多 目的ダム法7条1項に基づ く平成16年度負担金とし て29億5,512万5, 000円の納付が命じられ たこと。 ② 平成16年度負担金の内 訳
乙 2 4 の 2	平成17年2月1 4日付け国河 治第160号	写し	H17. 2. 14	国土交通大臣	平成17年2月14日付け国 河治第160号により、特定 多目的ダム法7条1項に基づ く平成16年度負担金のうち 第4四半期分について、負担

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
				金額が6億6,753万8,000円に、納付期限が平成17年3月10日に、それぞれ変更されたこと。
乙25の 1	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H15.6.25 東京都水道局 総務部総務課 長	平成15年6月27日、水道局長の支出事務を担当する金銭出納員が、特定多目的ダム法7条1項に基づく平成15年度負担金のうち第1四半期分8億5,398万円を国庫に納入したこと。
乙25の 2	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H15.8.22 東京都水道局 総務部総務課 長	平成15年8月29日、水道局長の支出事務を担当する金銭出納員が、特定多目的ダム法7条1項に基づく平成15年度負担金のうち第2四半期分8億8,447万9,000円を国庫に納入したこと。
乙25の 3	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H15.12.5 東京都水道局 総務部総務課 長	平成15年12月12日、水道局長の支出事務を担当する金銭出納員が、特定多目的ダム法7条1項に基づく平成15年度負担金のうち第3四半期分4億8,798万9,000円を国庫に納入したこと。
乙25の 4	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H16.2.24 東京都水道局 総務部総務課 長	平成16年2月27日、水道局長の支出事務を担当する金銭出納員が、特定多目的ダム法7条1項に基づく平成15年度負担金のうち第4四半期分6億7,098万4,000円を国庫に納入したこと。

号証	項目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙25の 5	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H16.3.30	東京都水道局 総務部総務課 長	平成16年3月8日、水道局長の支出事務を担当する金銭出納員が、特定多目的ダム法7条1項に基づく平成15年度負担金のうち増額変更分1億3,264万7,000円を国庫に納入したこと。
乙25の 1	平成15年度 水道水源開発 等施設整備費 国庫補助金の 請求について	写し	H16.3.16	東京都水道局 総務部主計課 長	特定多目的ダム法7条1項に基づく平成15年度負担金に関し、厚生労働大臣による平成15年度水道水源開発等施設整備費（水道水源開発施設整備費）補助金交付決定に基づき、平成16年3月31日、39億1,661万9,000円（うち八ッ場ダム建設事業分10億1,002万6,000円）の補助金の交付を受けたこと。
乙26の 2	納入済通知書	写し	H16.3.31	東京都水道局	同上
乙27の 1	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H16.6.18	東京都水道局 総務部総務課 長	平成16年6月30日、水道局長の支出事務を担当する金銭出納員が、特定多目的ダム法7条1項に基づく平成16年度負担金のうち第1匹半期分9億232万8,000円を国庫に納入したこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙27の 2	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H16.8.16 東京都水道局 総務部総務課 長	平成16年8月31日、水道 局長の支出事務を担当する金 銭出納員が、特定多目的ダム 法7条1項に基づく平成16 年度負担金のうち第2四半期 分7億5,194万円を国庫 に納入したこと。
乙27の 3	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H16.11.30 東京都水道局 総務部総務課 長	平成16年12月8日、水道 局長の支出事務を担当する金 銭出納員が、特定多目的ダム 法7条1項に基づく平成16 年度負担金のうち第3四半期 分6億7,674万7,00 0円を国庫に納入したこと。
乙27の 4	支出負担兼支 出命令確認書	写し	H17.3.4 東京都水道局 総務部総務課 長	平成17年3月10日、水道 局長の支出事務を担当する金 銭出納員が、特定多目的ダム 法7条1項に基づく平成16 年度負担金のうち第4四半期 分6億6,753万8,00 0円を国庫に納入したこと。
乙28の 1	平成16年度 水道水源開発 等施設整備費 国庫補助金の 請求について	写し	H16.9.16 東京都水道局 総務部主計課 長	特定多目的ダム法7条1項に 基づく平成15年度負担金に 関し、厚生労働大臣による平 成15年度水道水源開発等施 設整備費（水道水源開発施設 整備費）補助金交付決定に基 づき、平成16年10月1日、 5億5,162万3,000 円の補助金の交付を受けたこ と。
乙28の 2	納入済通知書	写し	H16.10.1 東京都水道局	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
乙 2 8 の 3	平成16年度 水道水源開発 等施設整備費 国庫補助金の 請求について	写し H16.12.6	東京都水道局 総務部主計課 長	特定多目的ダム法7条1項に 基づく平成15年度負担金に 関し、厚生労働大臣による平 成15年度水道水源開発等施 設整備費（水道水源開発施設 整備費）補助金交付決定に基 づき、平成16年12月16 日、2億2,557万4,0 00円の補助金の交付を受け たこと。
乙 2 8 の 4	納入済通知書	写し H16.12.16	東京都水道局	同上
乙 2 8 の 5	平成16年度 水道水源開発 等施設整備費 国庫補助金の 請求について	写し H17.3.18	東京都水道局 総務部主計課 長	特定多目的ダム法7条1項に 基づく平成15年度負担金に 関し、厚生労働大臣による平 成15年度水道水源開発等施 設整備費（水道水源開発施設 整備費）補助金交付決定に基 づき、平成17年4月1日、 7億2,159万4,000 円（うちハッ場ダム建設事業 分2億2,232円）の補助 金の交付を受けたこと。
乙 2 8 の 6	納入済通知書	写し H17.4.1	東京都水道局	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨
乙 2 9	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書	写し	H8. 2. 22	1都4県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県)	<p>① 「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」(以下「協定書」という。)8条に基づき、平成8年2月22日、1都4県は、「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」(以下「覚書」という。)を締結したこと。</p> <p>② 覚書1条は、群馬県並びに長野原町及び吾妻町を代表する群馬県は下流受益者に対し、当該年度の事業計画について、前年度の8月10日までに協議するとともに、当該年度の事業実施計画について、当該年度の6月30日までに協議することを定めていること。</p> <p>③ 覚書2条は、下流受益者の年度負担金は、覚書1条1項に基づき事業実施計画に係る経費のうち、群馬県費、長野原町費及び吾妻町費の合計額に、協定書5条に基づく下流受益者が負担する経費割合を乗じた額に、協定書6条に基づく都県別受益者負担割合を乗じた額と定めていること。</p> <p>④ 覚書3条は、下流受益者は</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 理 由
					<p>群馬県の請求により、覚書2条に基づき算出した年度負担金の40%以内の額を当該年度の9月30日までに、概算払いとして年度負担金の残りの額を当該年度の1月31日までに、当該年度の実績に基づき算出した年度負担金から既支払額を差し引いた額を当該年度の3月31日までに支払うものと定めていること。</p> <p>⑤ 覚書5条は、群馬県は、当該年度の整備事業が完了したときは、下流受益者に事業の実績を報告するものと定めていること。</p>
乙30	「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」に伴う負担割合に関する覚書	写し	H8.4.15	東京都知事及び東京都水道局長	<p>本件ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担について、都における一般会計と水道事業会計間の負担割合が、一般会計が1,000分の433、水道事業会計が1,000分の567と定められていること。</p>
乙31の1	利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の平成15年度事業計画について(協議)	写し	H14.8.1	群馬県知事	<p>平成14年8月1日、群馬県は都に対し、覚書1条に基づき、平成15年度事業計画の協議を行い、同月10日、都はこれに同意したこと。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙 3 1 の 2	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の平成15年度事業計画について(回答)	写し	H14.8.10 東京都知事	同上
乙 3 2 の 1	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に関する平成15年度事業実施計画について(協議)	写し	H15.5.29 群馬県知事	平成15年5月29日、群馬県は都に対し、覚書1条に基づき、平成15年度事業実施計画の協議を行い、同年7月7日、都はこれに同意したこと。
乙 3 2 の 2	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に関する平成15年度事業実施計画について(回答)	写し	H15.7.7 東京都知事	同上
乙 3 3 の 1	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の地方債対象事業における地方財政措置の改正に伴う第12条負担金について(協議)	写し	H15.8.8 群馬県土木部 特定ダム対策 課長	平成15年8月8日、群馬県は都に対し、覚書9条に基づき、地方債対象事業における地方財政措置の改正に伴う平成14年度及び平成15年度の経費負担の取扱いについて協議を行い、同年9月5日、都はこれに同意したこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙33の 2	利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る水源地域整備事業の地方債対象事業における地方財政措置の改正に伴う第12条負担金について (回答)	写し H15.9.5	東京都都市計画局都市づくり政策部 広城剛彦課長	同上
乙34の 1	利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る水源地域整備事業に関する平成15年度事業実施計画の変更について (協議)	写し H15.12.5	群馬県知事	平成15年12月5日、群馬県は都に対し、覚書4条に基づき、平成15年度事業実施計画の変更について協議を行い、同日、都はこれに同意したこと。
乙34の 2	利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る水源地域整備事業に関する平成16年度事業実施計画の変更について (回答)	写し H15.12.5	東京都知事	同上
乙35の 1	利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る平成15年度水源地域整備事業	写し H15.9.10	群馬県知事	平成15年9月10日、群馬県知事から都知事あてに、水源地域対策特別措置法12条1項に基づく平成15年度負担金の4割以内の額である

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
	の水源地域対策特別措置法第12条負担金の請求について			7,008万9,000円の請求があったこと。
乙35の2	支出命令書	写し	H15.9.18 東京都都市計画局総務部 企画計理担当課長	上記請求に対し、平成15年9月18日、被告都知事の委任を受けた都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同月30日支払期限負担金の一般会計負担分7,008万9,000円の支出を命令し、同月30日、出納長は群馬県に納入したこと。
乙36の1	利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る平成15年度水源地域整備事業の水源地域対策特別措置法第12条負担金の請求について(第2回)	写し	H16.1.13 群馬県知事	平成16年1月13日、群馬県知事から都知事あてに、水源地域対策特別措置法12条1項に基づく平成15年度負担金の残額7,857万3,756円の請求があったこと。
乙36の2	支出命令書	写し	H16.1.16 東京都都市計画局総務部 企画計理担当課長	上記請求に対し、平成16年1月16日、被告都知事の委任を受けた都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同月31日支払期限負担金の一般会計負担分7,857万3,756円の支出を命令し、同月30日、出納長は群馬県に納入したこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙37	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に関する平成15年度実績報告について(報告)	写し H16.3.12	群馬県知事	平成16年3月12日、覚書5条に基づく群馬県知事の平成15年度実績報告がなされ、水源地域対策特別措置法12条1項に基づく平成15年度負担金は既支払額と同額で確定したこと。
乙38の1	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る平成15年度水源地域整備事業の水源地域対策特別措置法第12条負担金の請求について	写し H15.9.10	群馬県知事	水道局金銭出納員は、平成15年9月30日に、同月30日支払期限の水源地域対策特別措置法12条1項に基づく平成15年度負担金の水道事業会計負担分9,177万9,000円を群馬県に納入したこと。
乙38の2	支出負担兼支出命令確認書	写し H15.9.17	東京都水道局 総務部総務課長	同上
乙39の1	利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る平成15年度水源地域整備事業の水源地域対策特別措置法第12条負担金の請求について(第2回)	写し H16.1.13	群馬県知事	水道局金銭出納員は、平成16年1月30日に、同月31日支払期限の水源地域対策特別措置法12条1項に基づく平成15年度負担金の水道事業会計負担分1億289万244円を群馬県に納入したこと。
乙39の2	支出負担兼支出命令確認書	写し H16.1.26	東京都水道局 総務部総務課長	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	
乙40の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度事業 計画について (協議)	写し	H15.8.8	群馬県知事	平成15年8月8日、群馬県 は都に対し、覚書1条に基づ き、平成16年度事業計画の 協議を行い、同日、都はこれ に同意したこと。
乙40の 2	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度事業 計画について (回答)	写し	H15.8.8	東京都知事	同上
乙41の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度事業 実施計画につ いて(協議)	写し	H16.5.27	群馬県知事	平成16年5月27日、群馬 県は都に対し、覚書1条に基 づき、平成16年度事業実施 計画の協議を行い、同年7月 30日、都はこれに同意した こと。
乙41の 2	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度事業 実施計画につ いて(回答)	写し	H16.7.30	東京都知事	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙42の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 の地方債対象 事業における 地方財政措置 の改正に伴う 第12条負担 金について (協議)	写し H16.6.21	群馬県県土整 備局 特定ダム対策 課長	平成16年6月21日、群馬 県は都に対し、覚書9条に基 づき、地方債対象事業におけ る地方財政措置の改正に伴う 平成16年度の経費負担の取 扱いについて協議を行い、同 年7月30日、都はこれに同 意したこと。
乙42の 2	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 の地方債対象 事業における 地方財政措置 の改正に伴う 第12条負担 金について (回答)	写し H16.7.30	東京都都市整 備局都市づく り政策部 広域調整課長	同上
乙43の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度事業 実施計画の変 更について (協議)	写し H16.12.3	群馬県知事	平成16年12月3日、群馬 県は都に対し、覚書4条に基 づき、平成16年度事業実施 計画の変更について協議を行 い、同月5日、都はこれに同 意したこと。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙43の 2	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度事業 実施計画の変 更について (回答)	写し	H16.12.5	東京都知事	同上
乙44の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る平成 16年度水源 地域整備事業 の水源地域対 策特別措置法 第12条負担 金の請求につ いて	写し	H16.9.10	群馬県知事	平成16年9月10日、群馬 県知事から都知事あてに、水 源地域対策特別措置法12条 1項に基づく平成16年度負 担金の4割以内の額である 8,749万2,000円の 請求があったこと。
乙44の 2	支出命令書	写し	H16.9.17	東京都都市整 備局総務部 企画経理課長	上記請求に対し、平成16年 9月17日、被告都知事の委 任を受けた都市計画局総務部 企画経理担当課長は、出納長 に対し同月30日支払期限負 担金の一般会計負担分8,7 49万2,000円の支出を 命令し、同月30日、出納長 は群馬県に納入したこと。
乙45の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る平成 16年度水源 地域整備事業 の水源地域対	写し	H17.1.11	群馬県知事	平成17年1月11日、群馬 県知事から都知事あてに、水 源地域対策特別措置法12条 1項に基づく平成16年度負 担金の残額1億3,132万 7,581円の請求があった

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	策特別措置法 第12条負担 金の請求につ いて(第2回)			こと。
乙45の 2	支出命令書	写し	H17.1.24 東京都都市整 備局総務部 企画総務課長	上記請求に対し、平成17年 1月24日、被告都知事の委 任を受けた都市整備局総務部 企画総務課長は、出納長に対 し同月31日支払期限負担金 の一般会計負担分1億3,1 32万7,581円の支出を 命令し、同月31日、出納長 は群馬県に納入したこと。
乙46	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る水源 地域整備事業 に関する平成 16年度実績 報告について (報告)	写し	H17.3.11 群馬県知事	平成17年3月11日、覚書 5条に基づく群馬県知事の平 成16年度実績報告がなされ、 水源地域対策特別措置法 12条1項に基づく平成16 年度負担金は既支払額と同額 で確定したこと。
乙47の 1	利根川水系吾 妻川ハッ場ダ ムに係る平成 16年度水源 地域整備事業 の水源地域対 策特別措置法 第12条負担 金の請求につ いて	写し	H16.9.10 群馬県知事	水道局金銭出納員は、平成1 6年9月30日に、同日支払 期限の水源地域対策特別措置 法12条1項に基づく平成1 6年度負担金の水道事業会計 負担分1億1,438万8, 000円を群馬県に納入した こと。
乙47の 2	予算執行以外 支出命令確認 書	写し	H16.9.22 東京都水道局 総務部総務課 長	同上

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙48の 1	利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る平成16年度水源地域整備事業の水源地域対策特別措置法第12条負担金の請求について(第2回)	写し	H17.1.11	群馬県知事	水道局金銭出納員は、平成17年1月31日に、同日支払期限の水源地域対策特別措置法12条1項に基づく平成16年度負担金の水道事業会計負担分1億7,196万9,419円を群馬県に納入したこと。
乙48の 2	予算執行以外支出命令確認書	写し	H17.1.25	東京都水道局 総務部総務課 長	同上
乙49	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書	写し	H13.2.16	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	業務方法書6条1項によれば、基金事業にかかる事業の細目等の基準について地域の表情に応じ、ダム等ごとに業務細則を定めるものとしてされていること。
乙50	利根川水系八ッ場ダム業務細則	写し	H14.2.15	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	昭和63年2月16日、本件ダムに係る業務細則が決定され、同年4月1日、施行されたこと。
乙51	利根川水系八ッ場ダムに係る財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に要する経費の負担に関する覚書	写し	H12.7.11	東京都都市計画局長及び同水道局長	本件ダムに係る財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に要する経費について、都における一般会計と水道事業会計間の負担割合は、一般会計が1,000分の433、水道事業会計が1,000分の567と定められていること。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙52	八ッ場ダム平成15年度細目協定書に関する覚書	写し	H15.5.30	都及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	平成15年5月30日、都と本件基金間で、本件基金の平成15年度事業に対し、負担金として、都が7,390万640円(うち一般会計から3,199万8,977円及び水道事業会計から4,190万1,663円)を支出することを内容とする「八ッ場ダム平成15年度細目協定書に関する覚書」を締結したこと。
乙53の1	支出命令書	写し	H15.6.26	東京都都市計画局総務部企画計理担当課長	平成15年6月26日、都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同年7月22日支払期限の本件基金事業経費負担金(前期分)の一般会計負担分1,279万9,000円の支出を命令し、同年7月22日、出納長は本件基金に対し支出したこと。
乙53の2	支出命令書	写し	H15.12.3	東京都都市計画局総務部企画計理担当課長	平成15年12月3日、都市計画局総務部企画計理担当課長は、出納長に対し同月22日支払期限の本件基金事業経費負担金(後期分)の一般会計負担分1,179万2,266円の支出を命令し、同月22日、出納長は本件基金に対し支出したこと。
乙54	平成15年度八ッ場ダム基金事業実施報告書について	写し	H16.3.15	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	平成16年3月15日、本件基金理事長から都知事あてに本件基金の平成15年度の実績報告があったこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙55	平成15年度 八ッ場ダム基 金事業費の精 算について	写し H16.3.17	財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金	平成16年3月17日、本件 基金理事長から都知事あてに 平成15年度の精算通知があり、 本件基金事業経費に係る 平成15年度負担金5,67 3万3,579円(うち一般 会計負担分2,456万5, 640円)が確定したこと。
乙56	額定額通知 書	写し H16.3.25	東京都都市建 設局総務部 企画計理担当 課長	本件基金事業経費に係る平成 15年度負担金の還付額2万 5,628円が、本件基金か ら返還済みであること。
乙57の 1	支出負担兼支 出命令確認書	写し H15.7.15	東京都水道局 総務部総務課 長	水道局金銭出納員が、平成1 5年7月17日、本件基金事 業経費に係る平成15年度負 担金のうち水道事業会計負担 分1,676万1,000円 を本件基金に対し支出したこ と。
乙57の 2	支出負担兼支 出命令確認書	写し H15.12.5	東京都水道局 総務部総務課 長	水道局金銭出納員が、平成1 5年12月16日、本件基金 事業経費に係る平成15年度 負担金のうち水道事業会計負 担分1,544万495円を 本件基金に対し支出したこ と。
乙58	平成15年度 八ッ場ダム基 金事業費の精 算について	写し H16.3.17	財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金	平成16年3月17日、本件 基金理事長から水道局長あて に平成15年度の精算通知が あり、本件基金事業経費に係 る平成15年度負担金のうち 水道事業会計負担分の確定額 が3,216万7,939円 となったこと。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙59の 1	納入済通知書 写し	H16.3.29	東京都水道局	本件基金事業経費に係る平成15年度負担金の還付額3万3,556円が、本件基金から返還済みであること。
乙59の 2	平成15年度 財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金 における事業 費の精算につ いて 写し	H16.3.23	東京都水道局 総務部長	同上
乙60	八ッ場ダム平 成16年度細 目協定書に關 する覚書 写し	H16.6.11	都及び財団法 人利根川・荒 川水源地域対 策基金	平成16年6月11日、都と本件基金間で、本件基金の平成16年度事業に対し、負担金として、都が1億2,334万6,549円(うち一般会計から35,340万9,056円及び水道事業会計から6,993万7,493円)を支出することを内容とする「八ッ場ダム平成16年度細目協定書に関する覚書」を締結したこと。
乙61の 1	支出命令書 写し	H16.7.15	東京都都市整 備局総務部 企画経理課長	平成16年7月15日、都市計画局総務部企画経理課長は、出納長に対し同年7月21日支払期限の本件基金事業経費負担金(前期分)の一般会計負担分2,136万3,622円の支出を命令し、同月21日、出納長は本件基金に対し支出したこと。
乙61の 2	支出命令書 写し	H16.12.7	東京都都市整 備局総務部 企画経理課長	平成16年12月7日、都市計画局総務部企画経理課長は、出納長に対し同月24日支払期

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					限の本件基金事業経費負担金(後期分)の一般会計負担分2,841万8,996円の支出を命令し、同月24日、出納長は本件基金に対し支出したこと。
乙62	平成16年度 八ッ場ダム基 金事業実施報 告書について	写し	H17.3.15	財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金	平成17年3月15日、本件基金理事長から都知事あてに本件基金の平成16年度の実績報告があったこと。
乙63	平成16年度 八ッ場ダム基 金事業費の精 算について	写し	H17.3.16	財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金	平成17年3月16日、本件基金理事長から都知事あてに平成16年度の精算通知があり、本件基金事業経費に係る平成16年度負担金1億1,475万4,436円(うち一般会計負担分4,968万8,671円)が確定したこと。
乙64	調定額通知 書	写し	H17.3.24	東京都都市整 備局総務部 企画経理課長	本件基金事業経費に係る平成16年度負担金の還付額9万3,347円が、本件基金から返還済みであること。
乙65の 1	予算執行以外 支出命令確認 書	写し	H16.7.13	東京都水道局 総務部総務課 長	水道局金銭出納員が、平成16年7月16日、本件基金事業経費に係る平成16年度負担金のうち水道事業会計負担分2,797万4,997円を本件基金に対し支出したこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙65の 2	予算執行以外 支出命令確認 書	写し	H16.12.9	東京都水道局 総務部総務課 長	水道局金銭出納員が、平成16年12月10日、本件基金事業経費に係る平成16年度負担金のうち水道事業会計負担分3,721万3,003円を本件基金に対し支出したこと。
乙66	平成16年度 八ッ場ダム基 金事業費の精 算について	写し	H17.3.16	財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金	平成17年3月16日、本件基金理事長から水道局長あてに平成16年度の精算通知があり、本件基金事業経費に係る平成16年度負担金のうち水道事業会計負担分の確定額が6,506万5,766円となったこと。
乙67の 1	納入済通知書	写し	H17.3.25	東京都水道局	本件基金事業経費に係る平成16年度負担金の還付額12万2,235円が、本件基金から返還済みであること。
乙67の 2	平成16年度 財団法人利根 川・荒川水源 地域対策基金 における事業 費の精算につ いて	写し	H17.3.25	東京都水道局 総務部長	同上
乙68の 1	平成15年8月8 日付け国河総 第517号	写し	H16.8.8	国土交通大臣	国土交通大臣から都に対し、河川法63条に基づく平成15年度負担金として、平成15年8月8日付け国河総第517号により2億3,844万9,000円の負担・納付が命じられたこと。

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙68の 2	平成15年11月 17日付け国河 総第757号	写し	H15.11.17	国土交通大臣	国土交通大臣から都に対し、河川法63条に基づく平成15年度負担金として、平成15年11月17日付け国河総第757号により4,703万6,234円の負担が確定し、他事業の精算分を減額して4,693万5,474円の納付が命じられたこと。
乙68の 3	平成16年2月1 0日付け国河 総第1146号	写し	H16.2.10	国土交通大臣	国土交通大臣から都に対し、河川法63条に基づく平成15年度負担金として、平成16年2月10日付け国河総第1146号により3億7,414万円の負担・納付が命じられたこと。
乙69の 1	平成16年8月1 0日付け国河 総第458号	写し	H16.8.10	国土交通大臣	国土交通大臣から都に対し、河川法63条に基づく平成16年度負担金として、平成16年8月10日付け国河総第458号により4億5,132万1,000円の負担・納付が命じられたこと。
乙69の 2	平成16年11月 17日付け国河 総第755号	写し	H16.11.17	国土交通大臣	国土交通大臣から都に対し、河川法63条に基づく平成16年度負担金として、平成16年11月17日付け国河総第755号により3,800万5,469円の負担が確定し、他事業の精算分を減額して3,298万7,892円の納付が命じられたこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 6 9 の 3	平成17年3月9 日付け国河総 第1488号	写し	H17.3.9	国土交通大臣	国土交通大臣から都に対し、河川法63条に基づく平成16年度負担金として、平成17年3月9日付け国河総第1488号により2億3,262万5,858円の負担・納付が命じられたこと。
乙 7 0 の 1	支出命令書	写し	H15.9.3	東京都建設局 総務部計理課 長	平成15年9月3日、建設局総務部計理課長が河川法63条に基づく平成15年度負担金のうち、3億3,844万9,000円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入したこと。
乙 7 0 の 2	支出命令書	写し	H15.12.1	東京都建設局 総務部計理課 長	平成15年12月1日、建設局総務部計理課長が河川法63条に基づく平成15年度負担金のうち、4,693万5,474円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入したこと。
乙 7 0 の 3	支出命令書	写し	H16.2.27	東京都建設局 総務部計理課 長	平成16年2月27日、建設局総務部計理課長が河川法63条に基づく平成15年度負担金のうち、3億7,414万円の支出を出納長に対し命令し、同年3月10日、出納長は国庫に納入したこと。
乙 7 1 の 1	支出命令書	写し	H16.9.6	東京都建設局 総務部計理課 長	平成16年9月6日、建設局総務部計理課長が河川法63条に基づく平成16年度負担金のうち、4億5,132万1,000円の支出を出納長に対し命令

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 理 由
				し、同月10日、出納長は国庫に納入したこと。
乙71の 2	支出命令書	写し	H16.12.3 東京都建設局 総務部計理課 長	平成16年12月3日、建設局総務部計理課長が河川法63条に基づく平成16年度負担金のうち、8,298万7,892円の支出を出納長に対し命令し、同月10日、出納長は国庫に納入したこと。
乙71の 3	支出命令書	写し	H17.3.22 東京都建設局 総務部計理課 長	平成17年3月22日、建設局総務部計理課長が河川法63条に基づく平成16年度負担金のうち、2億3,262万5,868円の支出を出納長に対し命令し、同月31日、出納長は国庫に納入したこと。
乙72の 1	支出命令書	写し	H15.6.12 東京都財務局 経理部総務課 長	財務局経理部総務課長が、水道事業会計に対する平成15年度繰出金として、平成15年6月12日、10億2,675万円(うち八ッ場ダム建設費負担金分3億4,700万円)を支出命令し、出納長は水道事業会計に対し支出を行ったこと。
乙72の 2	支出命令書	写し	H15.9.8 東京都財務局 経理部総務課 長	財務局経理部総務課長が、水道事業会計に対する平成15年度繰出金として、平成15年9月8日、10億375万円(うち八ッ場ダム建設費負担金分3億2,100万円)を支出命令し、出納長は水道事業会計に対し支出を行ったこと。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 7 2 の 3	支出命令書	写し	H15.11.6	東京都財務局 経理部総務課 長	財務局経理部総務課長が、水道 事業会計に対する平成15年 度繰出金として、平成16年1 月6日、8億1,514万3, 000円(うち八ッ場ダム建設 費負担金分8億2,100万 円)を支出命令し、出納長は水 道事業会計に対し支出を行っ たこと。
乙 7 2 の 4	支出命令書	写し	H16.5.17	東京都財務局 経理部総務課 長	財務局経理部総務課長が、水道 事業会計に対する平成15年 度繰出金として、平成16年5 月17日、3億9,841万7, 349円(うち八ッ場ダム建設 費負担金分2,100万円)を 支出命令し、出納長は水道事業 会計に対し支出を行ったこと。
乙 7 3 の 1	支出命令書	写し	H16.6.7	東京都財務局 経理部総務課 長	財務局経理部総務課長が、水道 事業会計に対する平成16年 度繰出金として、平成16年6 月7日、9億8,700万円(う ち八ッ場ダム建設費負担金分 4億6,800万円)を支出命 令し、出納長は水道事業会計に 対し支出を行ったこと。
乙 7 3 の 2	支出命令書	写し	H16.9.6	東京都財務局 経理部総務課 長	財務局経理部総務課長が、水道 事業会計に対する平成16年 度繰出金として、平成16年9 月6日、9億1,600万円(う ち八ッ場ダム建設費負担金分 3億7,400万円)を支出命 令し、出納長は水道事業会計に 対し支出を行ったこと。